

栃木市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表いたします。

平成28年1月27日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 千 葉 正 弘

記

1. 監査の実施日 平成28年1月25日

2. 監査の対象 建設水道部

道路課 河川緑地課 下水道課

水道業務課 水道工務課

3. 監査の方法

平成27年12月末日までに執行された事務事業について、関係する帳簿類、証ひょう書類の提出を求め、その効率性と適法性等を照査、検討し、関係職員の説明を聴取して実施した。

4. 監査の結果

次のとおり

建設水道部

◎ 道路課

1. 事務組織及び職員

道路課には3担当が置かれ、課長ほか24名でそれぞれ事務を分掌している。

2. 事務事業の実施状況

監理担当では、各種協議会・同盟会関係事務、バリアフリー推進事業、スマートIC設置調査事業、道路台帳整備事業、占用関係事務、道路台帳証明発行等事務、市有財産等管理事務等に関する事務が行われた。

道路整備担当では、用地及び補償関係事務、登記関係事務、市道各号線道路改良事業、市道各号線交通安全施設整備事業等に関する事務が行われた。

道路維持担当では、市道各号線道路維持補修事業、市道各号線舗装補修事業、道普請事業、市道各号線橋りょう補修事業、通学路安全施設整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、舗装修繕事業、調整池等管理事業、アダプト制度（道路）実施事業等に関する事務が行われた。

3. 予算の執行状況

一般会計の歳入は、予算現額 840,871,000 円に対し、収入済額 16,130,445 円で 1.92%の収入率である。

その主なものは、道路占用料、法定外公共物使用料、自動車損害賠償保険金である。

一般会計の歳出は、予算現額 1,441,589,000 円に対し、支出負担行為額 604,078,903 円で 41.90%の執行率である。

その主なものは、道路台帳統合デジタル化業務委託料、市道各号線道路改良工事請負費、用地取得に伴う物件移転等補償金、道路改良工事に伴う土地購入費、市道街灯電気料、市管理道路舗装補修業務委託料、市道補修用資材費、交通安全施設補修用資材費、道路橋りょう災害復旧事業費における測量設計業務委託料及び工事請負費、橋梁長寿命化修繕事業費における橋梁補修設計業務委託料、新栃木駅バリアフリー施設等補助金である。

一般会計の歳入（繰越明許）は、予算現額 102,791,000 円に対し、収入はなかった。

一般会計の歳出（繰越明許）は、予算現額 277,191,000 円に対し、

支出負担行為額 238,556,934 円で 86.06%の執行率である。

その主なものは、市道〇152・153・280 外 1 路線道路改良事業費における工事請負費である。

なお、予算の執行に係る帳簿、書類等は概ね適正に処理されていたが、歳出予算執行状況表において支出負担行為の処理に一部不適切な点が見受けられた。支出負担行為は、法令又は予算の定めるところに従い執行しなければならず、歳出予算はその配当を超えて執行することはできないとされていることを十分に踏まえ、今後支出負担行為をするにあたっては、その内容、予定金額、支出負担行為として整理する時期が適正であるかについて、入念な確認を行い、事務処理にあたるよう留意されたい。

◎ 河川緑地課

1. 事務組織及び職員

河川緑地課には2担当が置かれ、課長ほか13名でそれぞれ事務を分掌している。

2. 事務事業の実施状況

河川担当では、排水路整備事業、清水川支川分水路整備事業、河川維持補修事業、河川浄化施設管理事務、河川・水路清掃事業、河川愛護関係事務、アダプト制度（河川）実施事業、河川災害復旧事業等に関する事務が行われた。

公園緑地担当では、都市公園等管理事業、総合運動公園施設整備事業、総合運動公園管理運営委託事業、太平山県立自然公園施設整備事業、歩いていける公園整備事業、家庭緑化用苗木配布事業、アダプト制度（公園）実施事業が行われた。

3. 予算の執行状況

一般会計の歳入は、予算現額 113,367,000 円に対し、収入済額 5,603,718 円で 4.94%の収入率である。

その主なものは、栃木市総合運動公園自動販売機設置収入である。

一般会計の歳出は、予算現額 449,370,000 円に対し、支出負担行為額 342,163,570 円で 76.14%の執行率である。

その主なものは、排水路整備等工事請負費、河川災害復旧工事測量設計等委託料、館野川河川改修工事請負費、水路清掃等作業人夫賃金、河川・水路清掃業務委託料、公園除草作業人夫賃、公園施設光熱水費、公園施設維持管理等業務委託料、総合運動公園指定管理料、陸上競技場第2種公認検定品質借料、太平山見晴台園地階段改修工事、錦着山公園法面改修工事請負費、公園災害復旧事業費における工事請負費である。

なお、予算の執行は適正に行われており、その関係する帳簿、書類等は適正に処理されていた。

◎ 下水道課

1. 事務組織及び職員

下水道課には2担当が置かれ、課長ほか26名でそれぞれ事務を分掌している。

2. 事務事業の実施状況

下水道管理担当では、合併処理浄化槽設置補助事業、受益者負担金等事務、下水道使用料徴収事務、流域下水道関連事務、地方公営企業会計移行事業、公共下水道普及対策事業、排水設備関係事務等に関する事務が行われた。

下水道整備担当では、公共下水道施設管理事業、公共下水道建設事業、公共下水道雨水渠整備事業等に関する事務が行われた。

3. 予算の執行状況

一般会計の歳入は、予算現額 55,939,000 円に対し、収入はなかった。

一般会計の歳出は、予算現額 113,759,000 円に対し、支出負担行為額 89,153,890 円で 78.37%の執行率である。

その主なものは、合併浄化槽設置補助金、生活排水処理構想見直し業務委託料である。

下水道特別会計の歳入は、予算現額 5,182,205,000 円に対し、収入済額 3,437,862,578 円で 66.34%の執行率である。

その主なものは、下水道受益者負担金、下水道使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金、消費税及び地方消費税還付金、東電原子力発電所事故による損害賠償金である。

下水道特別会計の歳出は、予算現額 4,963,997,000 円に対し、支出負担行為額 3,118,651,800 円で 62.83%の執行率である。

その主なものは、使用料徴収事務委託料、受益者負担金ソフトウェア使用料、受益者負担金一括納付報奨金、消費税及び地方消費税、流域下水道維持管理負担金、流域下水道建設負担金、市債償還元金、市債償還利子、公営企業会計移行に係る固定資産調査・評価業務委託料、全体計画見直し及び事業計画変更業務委託料、下水道管渠築造工事請負費、マンホールポンプ場電気料、マンホールポンプ場保守点検業務委託料、マンホール嵩高調整等工事請負費、移転補償費、公共下水道施設災害復旧費における溢水による清掃消毒業務及びポンプ設置・汚泥除去業務委託料並びにマンホール等修繕工事請負費である。

下水道特別会計の歳入（繰越明許）は、予算現額 129,640,800 円に対し、収入済額 6,700,800 円で 5.17%の収入率である。

その主なものは、前年度繰越金である。

下水道特別会計の歳出（繰越明許）は、予算現額 129,640,800 円に対し、支出負担行為額 128,829,273 円で 99.37%の執行率である。

その主なものは、下水道管渠築造工事請負費である。

農業集落排水特別会計の歳入は、予算現額 373,765,000 円に対し、収入済額 286,049,160 円で 76.53%の収入率である。

その主なものは、農業集落排水施設使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金である。

農業集落排水特別会計の歳出は、予算現額 354,734,000 円に対し、支出負担行為額 198,048,274 円で 55.83%の執行率である。

その主なものは、市債償還元金、市債償還利子、消費税及び地方消費税、処理施設電気料及び水道料、処理施設維持管理委託料、使用料徴収事務委託料、災害復旧事業費における処理施設修繕工事請負費である。

なお、予算の執行は適正に行われており、その関係する帳簿、書類等は適正に処理されていた。

◎ 水道業務課及び水道工務課

1. 事務組織及び職員

水道業務課には1担当が置かれ、課長ほか9名でそれぞれ事務を分掌している。

水道工務課には3担当が置かれ、課長ほか17名でそれぞれ事務を分掌している。

2. 事務事業の実施状況

業務担当では、水道週間に関する業務、上下水道料金徴収業務委託、水道料金の口座振替制度推進に関する業務、休栓・開栓業務等に関する事務が行われた。

工務担当では、栃木市水道統合事業、寺尾地区簡易水道事業、上水道整備事業、水道設備更新事業、老朽管更新事業、管路耐震化事業、施設管理業務、消火栓管理業務、給水工事に関する業務、指定給水装置工事業務等に関する事務が行われた。

3. 予算の執行状況

営業収益は、予算現額 2,525,509,000 円に対し、収入済額 1,951,674,813 円で 77.3%の収入率である。

その主なものは、水道料金、受託工事収益、手数料、雑収益である。

営業外収益は、予算現額 217,752,000 円に対し、収入済額 106,496,173 円で 48.9%の収入率である。

その主なものは、預金利息、長期前受金戻入、雑収益である。

特別利益は、予算現額 3,000 円に対し、収入済額 496,138 円で 16537.9%の収入率である。

その主なものは、固定資産売却益である。

営業費用は、予算現額 2,275,198,000 円に対し、支出負担行為額 1,305,828,077 円で 57.4%の執行率である。

その主なものは、原水及び浄水費における委託料、修繕費、動力費、薬品費。配水及び給水費における委託料、賃借料、修繕費、動力費。受託工事費における請負費。業務及び総係費における通信運搬費、委託料、賃借料。減価償却費における有形固定資産減価償却費である。

営業外費用は、予算現額 292,180,000 円に対し、支出負担行為額 115,142,259 円で 39.4%の執行率である。

その主なものは、企業債利息である。

特別損失は、予算現額 3,002,000 円に対し、支出負担行為額 2,422,286 円で 80.7%の執行率である。

その主なものは、過年度損益修正損である。

予備費は、予算現額 8,038,000 円に対し、支出負担行為はなかった。

資本的収入は、予算現額 404,869,000 円に対し、収入はなかった。

資本的支出は、予算現額 2,082,483,000 円に対し、支出負担行為額 1,417,339,266 円で執行率 68.1%の執行率である。

その主なものは、建設改良費における寺尾地区簡易水道事業工事請負費、上水道整備事業工事請負費、水道設備更新事業工事請負費、老朽管更新事業工事請負費である。

なお、予算の執行は適正に行われており、その関係する帳簿、書類等は適正に処理されていた。